

木材製品等の利用拡大に係る検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 東北地方は、全国的に見ても森林資源の蓄積量が多く、宮城県内では戦後植林したスギが生長し、利用可能な木材の伐採時期が到来している。今後、宮城県の森林ポテンシャルも考慮して、関係する企業や組織、省庁が協力し、更なる森林・木材の利用拡大等について検討を行う。

(構成)

第2条 検討会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

2 構成員等の追加等は、事務局が決定する。

(検討会の取扱い)

第3条 検討会の取扱いは、以下によるものとする。

- 一 検討会は、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。
- 二 議事次第は、会議終了後に公開する。
- 三 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 四 検討会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第4条 検討会の構成員は、検討会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第5条 検討会に係る事務は、東北地方整備局が処理する。

附則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

別表

木材製品等の輸出促進に係る検討会構成員

【順不同】

(構成員)

日本製紙木材(株)

セイホク(株)

宮城十條林産(株)

(一社)東北経済連合会

宮城県(水産林政部及び土木部)

東北森林管理局

東北地方整備局(港湾空港部及び塩釜港湾・空港整備事務所)